

2 一時保護改革に向けた取組について

◆国の方針方向性	◆堺市の現状
<p>一時保護の環境及び体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 安全確保やアセスメントの目的達成に加えて、「できる限り良好な家庭的環境」で、個別化された丁寧な治療的ケアが提供できる環境や体制を整備 ● 一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護先の必要確保数の算出 ● 一時保護中の子どもの権利擁護の仕組み（視察、子どもの意見聴取）として、第三者評価の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 一時保護所のハード面（居室定員、設備、職員配置等）の現状は、児童養護施設の設備運営基準を満たしている。ソフト面においても、“子どもにとっての居心地の良さ”を重視した堺市一時保護所の生活支援・治療的ケアの実践は、対外的にも高い評価を得ている。 ➢ 充実した個別対応を可能にするため、1階個別対応用居室を整備（H28年度） ➢ 専門的知識・スキルの向上を図る人材育成・職員研修の体系化 ➢ 一時保護所の入所（在籍）状況は年々、過密化、長期化が加速。定員超過が常態化するなかで、現状の職員体制では、支援・ケアの質を維持することが困難になりつつある。 ➢ 子ども虐待検証部会において、子ども相談所の運営に関する評価として、2年に1度、一時保護所の取組みを検証している。
◆堺市の考え・方向性	
<p>一時保護が必要な子どもの多くは、虐待や不適切養育を背景に、自傷・他害等の行動上の問題や生活適応の困難を呈し、非常にケアニーズの高い状態にある。そのため、施設や里親宅への一時保護委託や入所（委託）措置へつなげるまでには、一時保護所における綿密な行動観察にもとづくアセスメントと治療的ケアが必要である。</p> <p>昨今の情勢から、今後、虐待通告受理やそれに伴う調査保護のニーズは加速度的に増大し、ケース背景の複雑化・深刻化も進むことが予想される。現時点の定員超過の解消を図ることが課題である。</p> <p>緊急安全確保とアセスメントといった一時保護の目的達成に加えて、個別の治療的ケアの提供が可能となるように、一時保護所の専門性向上を図る職員配置、人材育成及び施設環境の整備を検討していく必要がある。</p> <p>子ども虐待検証部会において実施している一時保護所の評価・検証についての見直しや、第三者評価を活用すること等を検討していく必要がある。</p>	

資料 7